

鳥取県会計規則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第92号

鳥取県会計規則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

(鳥取県会計規則の一部改正)

第1条 鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。)に改める。

改正後	改正前
附 則 1 略 2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、 <u>鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)別表第2自治研修所の項に定める補助金及び会計に関する事務</u> に関し、総務部自治研修所を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、総務部自治研修所の次長の職にある者をもって充てる。 3 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、 <u>鳥取県事務処理権限規則別表第2衛生環境研究所の項に定める補助金及び会計に関する事務</u> に関し、生活環境部衛生環境研究所を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、生活環境部衛生環境研究所の総務課長の職にある者をもって充てる。 4 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、 <u>鳥取県事務処理権限規則別表第2消費生活センターの項に定める補助金及び会計に関する事務</u> に関し、生活環境部消費生活センターを出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、生活環境部消費生活センターの次長の職にある者をもって充てる。	附 則 1 略 2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、 <u>知事が別に定める出納機関の事務</u> に関し、総務部自治研修所を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、総務部自治研修所の次長の職にある者をもって充てる。 3 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、 <u>知事が別に定める出納機関の事務</u> に関し、生活環境部衛生環境研究所を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、生活環境部衛生環境研究所の総務課長の職にある者をもって充てる。 4 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、 <u>知事が別に定める出納機関の事務</u> に関し、生活環境部消費生活センターを出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、生活環境部消費生活センターの次長の職にある者をもって充てる。

<p>5 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、<u>鳥取県事務処理権限規則別表第2産業技術センターの項に定める補助金及び会計に関する事務</u>に関し、商工労働部産業技術センターを出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、商工労働部産業技術センターの総務課長の職にある者をもって充て、商工労働部産業技術センターの分任出納員の任免の事務は、商工労働部産業技術センター長に委任し、第6条の規定により、知事は、出納長をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は出納員をしてさらに機械素材研究所及び食品開発研究所に係る歳入金の収納並びに生産した物品の出納及び保管に関する事務を分任出納員に委任させるものとする。</p>	<p>5 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、<u>知事が別に定める出納機関の事務</u>に関し、商工労働部産業技術センターを出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、商工労働部産業技術センターの総務課長の職にある者をもって充て、商工労働部産業技術センターの分任出納員の任免の事務は、商工労働部産業技術センター長に委任し、第6条の規定により、知事は、出納長をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は出納員をしてさらに機械素材研究所及び食品開発研究所に係る歳入金の収納並びに生産した物品の出納及び保管に関する事務を分任出納員に委任させるものとする。</p>
<p>6 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、<u>鳥取県事務処理権限規則別表第2農業大学の項に定める補助金及び会計に関する事務</u>に関し、農林水産部農業大学校を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、農林水産部農業大学校の総務課長の職にある者をもって充てる。</p>	<p>6 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、<u>知事が別に定める出納機関の事務</u>に関し、農林水産部農業大学校を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、農林水産部農業大学校の総務課長の職にある者をもって充てる。</p>
<p>7 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、<u>鳥取県事務処理権限規則別表第2和牛全共室の項に定める補助金及び会計に関する事務</u>に関し、農林水産部和牛全共室を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、<u>農林水産部和牛全共室の室長補佐の職にある者（会計事務を分掌するものに限る。）</u>をもって充てる。</p>	
<p>8 略</p>	<p>7 略</p>
<p>9 略</p>	<p>8 略</p>
<p>10 略</p>	<p>9 略</p>
<p>11 略</p>	<p>10 略</p>
<p>12 略</p>	<p>11 略</p>

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第2条 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)	別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)

個別申請に係る事務処理権限

所 属 名	事 項		事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称	
	種 類	内 容	専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者				
			知事	部長	課長	地方機関 の長	部長	課長		地方機関 の長
略										
消費生活センター										
八	その他の事務	1 補助金及び会計に関する事務 (一) 消費生活センター所長の名において処理することが適当であり、生活環境部長が別に定めるもの							○	
略										
畜産課										
一	その他の事務	1 補助金及び会計に関する事務 (一) 和牛全共室長の名において処理することが適当であり、農林水産部長が別に定めるもの							○	
略										

個別申請に係る事務処理権限

所 属 名	事 項		事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称
	種 類	内 容	専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者			
			知事	部長	課長	地方機関 の長	部長	課長	
略									
消費生活センター									
略									
畜産課									
略									

附 則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。